



当局の改悪意図を基本的に粉碎

日刊

動労千葉

83. 12. 17

No. 1520

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

12/14昇給協定妥結

昇給協定をめぐる闘いは、十一月六日、動労「本部」革マルの片仕切り⇨大裏切りという困難な情勢のなかで、当局の昇給⇨賃金をもって組合員を差別・分断支配する攻撃を粉碎するものとして、職場闘争と団体交渉を結合し取り組んできた。

国労の屈服と組織破壊を必死で策動した動労「本部」革マル

昇給交渉は十一月二十八日、国労が昇給協定に関して公労委に仲裁申請するというなかで、団体交渉が中断していた。

一方、動労「本部」革マルは、改悪案を率先して片仕切りし、当局の尖兵となつて動労千葉、国労の屈服と組織破壊を策動したが、動労千葉、国労の闘いによつて粉碎され、組合内部での動揺が激化し、それを押さえこむために昇給差額の「暫定・立替払い一人三万円」という、労働組合の原則をネジ曲げた珍無類な方策を行ったのである。

しかも、それでも組合内部での動揺と裏切りへの怒りがおさまらず、十二月二日、「動力車新聞」号外を使つて、「昇給支払い日確定」「いかなる状況があろうとも、十二月二〇日事務手続きをはじめ、十二月二〇日事務手続きをはじめ、行つたのである。（詳細は、日刊動労千葉No.一五—一六号参照）

こうした中で十二月十日、公労委が国労に対して仲裁裁定六二九号を提示したのである。

その内容は、

主 文

昇給協定における地方協定制度及び回復昇給に関しては、本年六月十五日付当局提案の協定案（附属文書を含む）によること。

なお、昇給の実施については、当局は地方対応機関において説明し、組合はこれについて意見を述べるなど、相互の理解に努める事

とし、以下理由として、大綱的に、

① 昇給実施をめぐる紛争の生ずる事のないよう相互の理解を深める必要があること。

② 回復昇給に係る勤務状況の判定が恣意にわたらぬよう慎重に行われることを期待する。

以上であった。

昇給は、従来の同じ扱いで行う

—— 団体交渉で当局確認 ——

公労委仲裁裁定が提示されたことを受けて、

十二月十二日、団体交渉が再開された。

団体交渉は、仲裁裁定が提示されたことによつて当局がこれに拘束され、六月十五日提案の改訂案を変更できないという新たな情勢のなかで困難をきわめた。

しかし、動労千葉は団体交渉に臨むに当つて、当局の基本的狙いである「3項8号及び4項（抜てき）の乱用をもって職場に混乱（差別・分断攻撃）をもちこむこと」を許さない。そして「当局との実質的な地方協議をかちとる」ことを確認し、団体交渉で当局を追及した。

十二月十四日、十九時に国労が妥結するというなかで、動労千葉は最終交渉で当局と次の事項を確認し妥結した。

- （組合） 地方協議についてはどう考えるか。
- （当局） 仲裁裁定六二九号（地方対応機関において説明し、組合はこれについて意見を述べるなど、相互の理解に努めること）の主旨を尊重する。
- （組合） 昇給の実施にあたっては、職場に混乱が起きないようにすべきであると考えらるかどうか。
- （当局） 昇給実施にあたって、職場に混乱を起こす考えはない。現場長にも恣意にわたらないよう指導する。3項8号、4項についても乱用など考えていない。従来と同じ扱いである。
- （組合） 業過事故による昇給減についての回復措置の扱いはどうするのか。
- （当局） 従来通りの扱いで行う。

かちとられた成果

以上の三点に見られるように、動労「本部」革マルの裏切りによつて、力づけられた当局が協定案を一言半句変えないという、団体交渉を事実上否定する態度で臨んでくるなかにあつて、「年内支給」などという攻撃にまどわされぬ、職場での闘う力を背景にしつつ団体交渉を展開し、その基本において当局の賃金差別、分断攻撃の狙いを粉碎したのである。（裏へつづく）

本日発行

動労千葉

9号 '83/12

機関誌

- 反動中曽根内閣を打倒しよう
動労千葉書記長 布施宇一
- 5年間をふりかえって(座談会)
 - 79年分闘争のたたかひ
 - 81.3ジ:ト闘争
 - 5年間のたたかひ
- 8・8パイプライン阻止闘争発言集
 - 8・8を突破口に新たな闘いへ
- 闘いの記録



国鉄千葉動力車労働組合

(B5版・108頁)

分離独立、81.3ジェットストをばじめ権力・当局・動労本部革マルと対決し勝利してきた動労千葉の5年間の血と汗の、そして輝く誇りの軌跡。現場生産点で闘ってきた組合員の生き生きとした声を「座談会」で特集。

バックナンバー

- 機関誌・第8号(1983年3月)
 - ◎ 反合闘争をいかに闘うか
 - ◎ 動労「本部」革マルの裏切り
- 機関誌・第7号(1981年2月)
 - ◎ ジェット延長阻止・3月決戦ストへ

- ☆ 動労千葉新聞(号外)・職場討議資料
「動乗勤」改悪阻止にむけて
- ☆ 動労千葉の日報機関紙「日刊動労千葉」を購読しよう
(お申し込みは、教宣部まで)

その成果は、第一に動労「本部」革マルが当局の意を受けるかたちで「地方協議」を否定する等の「片仕切り」をしたことを、職場・生産点のもりあがりの中で、実質的に当局をして地方協議を肯定せざるを得ないところまで追いこんだこと。

第二に、国鉄の昇給問題が社会的に明らかになるまで闘い抜いたことを通して、動労「本部」革マルを使って「客観的実証に基づく」拡大解釈を押しつけようとした「3項8号」や「4項」等について、当局が一方的に実施できない情勢をつくりだし、当局の悪質な狙いを大きくはね返したことである。

われわれは、今次昇給協定をめぐる闘いの中でも明らかにした、「国鉄のあり方」を根本的に変えようとする当局の決意、さらにはますます当局に屈服し、当局になり代わって国鉄労働運動を産報化させようとする動労「本部」革マルの攻撃に対し、職場の力関係がすべてを決することを再度確認し、「59・2」ダイ改阻止をはじめとする反合闘争を三里塚闘争との結合で勝利させ、この闘いのなかで動労「本部」革マルの追放・掃蕩を実現しようではないか。

推せん候補の全員当選を! 12月18日必ず投票しよう

● いずれも労働者の立場とは無縁な裁判官。
● 白紙の場合は信任となるので、六名全員にXを

反動裁判官に不信のXを

東京 10区	4区	3区	2区	1区
				
平和と民主主義を守る	新核、軍縮費き平和を守る	大幅減税と不公平税制改善	金権腐敗政治の变革に挑戦	勤労者の大幅減税を実現へ
高橋 義典 55 社元	新村 勝雄 65 社前	辻田 実 50 社新	小川 国彦 50 社前	上野 建一 52 社新